

第 1279 号
(49)

石垣海上保安部所属巡視船搭載艇臨時修理 (M3)

仕 様 書

第十一管区海上保安本部
令和 8 年 4 月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続は請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術部に提出するものとする。
- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」および「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 4 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。
- 5 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。
- 6 この修理の施工に当り、秘密保全に該当する場合は、秘密保全に関する誓約書に基づき、秘密の保全に努めるものとする。
- 7 修理場所が米軍施設内となる場合、立入り等する際は事前に監督職員と調整するものとし、施設内では米軍関係者の指示に従うものとする。

別途指示のない限り、修理場所は沖縄県石垣市及び請負業者指定場所とする。
- 8 引渡し期限は令和8年12月25日、修理開始日は契約日以降とする。
- 9 (1) 第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書を順守すること。
(2) 請負金額の支払いについては、検査職員の検査合格後、請負業者からの請求によるものとする。

第二章 船体部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替え部品等は請負者手配とする。

1 搭載艇

搭載艇（M3）（柁ニシエフ製 型式：PF-70）について、次の修理を実施する。

（1）石垣海上保安部所属巡視船から搭載艇1艇を陸揚げのうえ、梱包等を施し、請負業者指定場所まで運搬する。

なお、運搬費は請負業者負担とする。

（2）燃料タンクについて、次の修理を行う。

ア デッキ上艙装品撤去（コンソール、電気配線、配管等）

イ デッキ開口、FRP積層部及び注入発泡材の除去

ウ 燃料タンク部切欠き、タンク損傷確認

エ 船底水抜き

オ 燃料タンクを取替え、タンク周り補修

カ 発泡材注入（デッキ下船底部）

キ 新デッキ作成、設置

ク 補修、仕上げ

（3）使用部材（燃料タンク修理）

ア 燃料タンク（FRP製） 1式

イ 樹脂 1式

ウ 塗料 1式

エ FRPマット5 t 1式

オ FRPマット3 t 1式

カ 発泡材 1式

（4）船体中央部設置の離脱装置について、リングストッパーの修理を行う。

（5）使用部材（離脱装置修理）

リングストッパー

（6）付帯

ア 受検対応

イ ラフタークレーン使用

（7）検査完了後、別途手配する運搬業者へ引き渡すこと。